

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）の概要

1 改正の趣旨

じん肺法に基づくじん肺健康診断については、昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」において、「じん肺診査ハンドブック」（昭和54年改訂）に記載された内容を基本として行うこととしている。

今般、環境大臣から中央環境審議会に対し「石綿健康被害救済制度の在り方について」の諮問が行われ、同審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、石綿肺に関する最新の医学的知見等が示され、石綿健康被害救済法の趣旨に照らした石綿肺の取扱いにかかる考え方等が答申された。

これらを受けて、じん肺法におけるじん肺健康診断のあり方について、最新の医学的知見を基に、「じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会」（労働基準局長参集）において、必要な見直しの検討が行われたところであり、検討会の結果を踏まえ、以下のとおりじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）等の一部を改正するものである。

2 省令案の内容

(1) じん肺則について

ア じん肺健康診断結果証明書の様式改正（じん肺法施行規則様式第3号）

- ・ 「肺機能検査」の欄に「1秒量予測値」を記入する欄を追加
- ・ 「第一次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を追加
- ・ 「 V_{25} /身長」を記入する欄を削除
- ・ 「胸部に関する臨床検査」の欄に「喫煙歴」を記入する欄を追加

イ その他

所要の改正を行う。

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）について

ア 健康管理手帳（じん肺）の様式改正（労働安全衛生規則様式第8号(2) 4頁及び5頁以降の頁（最後の頁を除く。））

- ・ 「肺機能検査」の「第1次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を追加
- ・ 「 V_{25} /身長」を記入する欄を削除
- ・ 「第2次検査」の欄に「酸素分圧」を記入する欄を追加

イ 健康管理手帳による健康診断実施報告書（じん肺）の様式改正（同令様式9号(2)）

- ・ 「肺機能検査」の欄に「1秒量予測値」を記入する欄を追加
- ・ 「第一次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を追加
- ・ 「V₂₅/身長」を記入する欄を削除
- ・ 「胸部に関する臨床検査」の欄に「喫煙歴」を記入する欄を追加

ウ その他

所要の改正を行う。

3 施行期日及び適用期日等

(1) 平成22年7月1日

(2) この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。